

障 第 471号
令和6年5月 1日

各事業者 様

倉敷市長 伊 東 香 織
(障がい福祉課扱い)

障害福祉サービス等情報公表制度の運用について (通知)

本市の障がい福祉行政の推進について、平素より格別の御協力を賜り感謝申し上げます。

このことについて、平成30年4月から施行された指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度において、各都道府県等において策定される実施要綱に基づき、指定障害福祉サービス等提供事業者（以下「事業者」という。）の登録情報について、年1回、登録内容の更新等について定期的な報告を受けることとされております。

また、令和6年度報酬改定により、全てのサービスで、障害者総合支援法第76条の3及び児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表対象サービス等報告に係る報告を行っていない事実が生じた場合には、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、事業所の利用者全員について、所定単位数が減算されることとなりました。

つきましては、添付の「倉敷市障害福祉サービス等情報公表実施要領」に基づき、次のとおり報告をお願いします。

記

1 報告する内容

別添1「基本情報」及び別添2「運営情報」参照

2 報告の方法

「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて行う。

3 報告期限

令和6年7月31日（水） *システム上の更新入力は令和6年5月1日（水）から可能となっています。これ以前に入力したものは今年度の更新として反映されないこととなります。

4 その他

- (1) 代表メールアドレスの誤登録・未登録等により当該通知が送付されない事業者におかれましては、お手数ですが下記連絡先まで御連絡ください。

(2) メールアドレスやインターネット環境がない等、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある事業者におかれましては、個別に確認いたしますので下記連絡先まで御連絡ください。

(3) IDについては、昨年度と変わりません。失念した場合は、下記のメールアドレスまで連絡をしてください。この際のメールタイトルは「ワムネットID再発行について」してください。

(4) ログインID及びパスワードの取扱いについて

1事業者につき、1つのログインID・パスワードが付番されます。事業所毎に付番はされませんので、事業所毎にシステムから報告を行う場合、事業者内でID・パスワードを共有してください。

(5) 報告の際の入力項目について

システムによる報告について、入力出来る項目については全て記載の上、報告いただきますようお願いいたします。システム上の必須入力項目のみ入力されている場合は、差し戻しとなりますので御注意ください。差し戻し等は、すべてワムネットサービスを通して送信されますので随時ご確認をお願いいたします。

(6) 更新入力時の基準日は、令和6年4月1日となります。令和6年4月1日の状況を、公表してください。なお、事業活動計算書、資金収支計算書、貸借対照表、就労支援事業活動計算書、就労支援事業別事業活動明細書等は前年度のものを添付して下さい。決算期の関係で7月31日までに前年度のものが添付できないときは、直近のもので構いません。

(7) 関係通知は倉敷市障がい福祉課ホームページ上に掲載しています。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/33080.htm>

倉敷市障がい福祉課→事業所向け情報 障害福祉サービス等情報公表システム

倉敷市障がい者福祉課 事業所指導室

電話直通 086-426-3287

E-mail : wlfdsb-buguof@city.kurashiki.okayama.jp